

（２）法第 34 条第 2 号関係（鉱物資源、観光資源等を利用する施設）

市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源等の有効利用のための必要な施設。なお、鉱物資源、観光資源が当該申請地内に存するか又は近接地に存する場合に限る。

（例）コンクリート製造施設、砕石製造施設、温泉利用施設、展望台、宿泊施設、浄水施設

（３）法第 34 条第 3 号関係

温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で定める事業の用に供する施設。なお、現在のところ、本号の規定による許可は、政令が未整備であるため、できないこととなっている。

（４）法第 34 条第 4 号関係（農林水産加工施設）

当該申請地周辺の市街化調整区域で生産される農林水産物の処理、貯蔵又は加工のために必要な施設

（例）果実缶詰工場、ライスセンター、水産物加工場等

（５）法第 34 条第 6 号関係（中小企業高度化施設）

都道府県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となって助成する独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令に掲げられている事業の用に供する施設